

## 40歳から64歳までの方の保険料は医療保険の保険料に上乗せして納めます

- 40歳から64歳までの方の介護保険の保険料は、医療保険の保険料に上乗せして一つの保険料として、加入している医療保険に納めます。
- 保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。
- 介護保険の創設によって、介護サービスが充実し、家庭で介護の問題を抱えていた従業員が、退職せず、また、家族の介護を心配せずに仕事が続けられるようになることや、従来、医療保険（老人保健制度）で支給していた老人保健施設や老人訪問看護などの費用が介護保険から代わって支給されることとなることなどから、健康保険の事業主の方々にも保険料の負担をお願いしています。



## 65歳以上の方の保険料は年金(年額18万円以上)から天引きされます

- 65歳以上の方の保険料は、上記の表のとおり、年金額が年額18万円(月額1万5千円)以上の方の保険料は年金から天引きされます。ただし、年金額が年額18万円(月額1万5千円)未満の方については、岩室村へ納付書により個別に納めていただきます。なお、今年(平成12年度中)に65歳に到達される方については、普通徴収により徴収させていただきます。
- 65歳以上の方の保険料の額は、岩室村では平均で年額36,500円となります。ただし、これはあくまでも、平均的な保険料額ですので、個人の所得状況に応じて減額されたり、増額されたりして5段階に分類されて徴収させていただきます。(広報いわむろ平成11年8月参照)
- 平成12年度保険料につきましては、国から保険料軽減のための特別対策が実施されましたので、平成12年4月から9月までの保険料については徴収いたしませんし、その後、平成12年10月から平成13年9月までの1年間は、各人の保険料額を2分の1に軽減して徴収させていただくこととなりますので、よろしくお願います。なお詳しくは、後日お知らせいたします。

今月から介護保険制度がスタートしました。

介護保険シリーズその2

# 介護保険はみんなで支え合う制度です!

- 皆さんも、新聞やテレビなどの報道でご存じのことと思いますが、「介護保険制度」が今月からスタートしました。介護保険制度は、家族介護の負担を軽減し、介護を社会全体で支えていこうという制度です。介護保険制度は、各市町村が保険者として運営していくこととなりますが、平成12年度において岩室村で介護保険で見込まれる総費用は約5億2千万円となります。この財源は、左表のとおり国・県からの負担金や皆さんからの保険料で賄われることとなります。そこで今月号では、保険料(税)についてご紹介します。

## 介護保険制度には、40歳以上の方が加入します

- 人は一生でみると、2人に1人は、寝たきりや痴呆などにより、お世話が必要になります。自分や自分の配偶者、その両親まで考えれば、介護の問題は誰もが避けて通れない問題となっています。
- しかし、介護を家族だけで支えるのには限界があります。そこで、介護を家族だけで支えるのではなく、国民みんなで支えることをねらいとして介護保険制度が生まれました。
- 40歳位になれば、脳卒中などの老化にともなう病気によって自分も介護が必要となる可能性が出てきます。また、自分の親も介護を必要とする場合が多くなります。そこで、40歳以上の国民のみんなで保険料を出し合って、介護が必要になっても自分らしい生活ができるよう、また家族としての負担が軽減されるように備える仕組みが生まれました。
- 40歳以上の方は、原則として全員が介護保険に加入します。40歳から64歳までの方は第2号被保険者、65歳以上の方は第1号被保険者になります。

### 健康保険に加入している場合

(政府管営健康保険、健康保険組合、共済組合)

#### 保険料の納め方

40歳から64歳で健康保険に加入している方の介護保険の保険料(介護保険料)は、従来の医療保険の保険料(一般保険料)に上乗せした一つの健康保険の保険料として、毎月の保険料から徴収されます。

●40歳~64歳までの方	●65歳以上の方	●40歳未満の方
健康保険の保険料 介護保険料 一般保険料	介護保険料	健康保険の保険料

一般保険料に介護保険料を上乗せした一つの健康保険の保険料として徴収されます

介護保険料は市町村が徴収します(原則として年金から天引き)健康保険の保険料では一般保険料のみ徴収されます

一般保険料のみ徴収されます

- 保険料は給料(標準報酬)に応じて徴収されます。
- 40歳から64歳までの被扶養者の方は保険料を別個に納める必要はありません。
- 保険料は原則として半分为事業主が負担します。
- 任意継続被保険者・特例退職被保険者の方の介護保険料については、一般保険料と同様に全額自己負担となります。

### 国民健康保険に加入している場合

#### 保険税の納め方

40歳から64歳で国民健康保険に加入している方の介護保険の保険税は、国民健康保険の医療分と介護分を合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。

●40歳~64歳までの方	●65歳以上の方	●40歳未満の方
国保保険税 介護保険料 一般保険料	介護保険料 国保保険税	国保保険税

医療分と介護分を合わせて一つの国民健康保険税として納めます

介護保険料は市町村が徴収します(原則として年金から天引き)

医療分の国民健康保険税のみ納めます

- 本人または世帯主に40歳から64歳までの被保険者がいる場合は、世帯主が医療分と介護分を合わせて国民健康保険税として納めます。
- 各市町村の医療分と合わせて国民健康保険税として徴収する介護分の保険料は、各市町村の国民健康保険税の計算方法により計算されます。

※各健康保険に加入されている方々の保険料の納入方法は、上記のとおりとなります。なお保険料や納入方法についての詳しくは各保険組合や各職場へご照会ください。